

「フードロスクーポン」実証参加店舗募集要項

宮城県では、「フードロスクーポン」実証事業実施要領(令和7年1月15日制定)に基づく実証事業を実施するため、クーポンを発行・利用することができる参加店舗を募集します。事業の概要、参加店舗の要件及び申込方法については、同要領及び本要項を御確認ください。

1 参加店舗の役割

本事業は、宮城県が食品ロスの削減及び防災等に利用可能なスマートフォンのアプリを普及させるために、アプリ上で閲覧、利用が可能なクーポンを発行するための仕組みを試験的に提供するものです。

参加店舗は、無料でクーポン発行等を行うことができます(店舗側に手数料は発生しません)。

店舗の準備は、インターネットの管理画面から店舗情報を入力し、発行された QR コードを印刷してレジに設置することのみで、読取機器等の新規設置は不要です。

2 申込方法

宮城県ホームページから電子申請でお申し込みください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/foodloss-coupon.html>)

3 申込受付期間

令和7年1月15日(水)から当面の間

4 申込時の注意事項

(1)事業期間等

①令和7年1月15日(水)から令和7年3月31日(月)まで

対象:石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町に所在する店舗

②令和7年4月1日(火)から当面の間

対象:宮城県内に所在する店舗 (①の参加店舗は自動継続です。)

(2)申請単位

申請は店舗ごとに実施してください。なお、複数の店舗を持つ事業者は、店舗リストの添付により一括申請も可能です。

【管理画面のログイン ID、QR コードの発行単位】

本事業では、事業者はパソコン又はスマートフォンでインターネットの管理画面にアクセスして、クーポン発行などを行います。管理画面にログインするための ID については、店舗ごとに発行します(例えば、施設内に複数のテナントがある場合、テナントごとに異なる ID を発行します)。

また、利用者は店舗に設置された QR コードをアプリで読み取り、クーポンを利用します。この QR コードも店舗ごとに発行します。

(3) 誓約事項

誓約事項に同意がない場合、参加店登録を行うことができませんので御注意ください。

5 申込後の流れ

申込後、県が参加店舗として登録を行います。

登録が完了しましたら、参加店舗にツール（ID、操作マニュアル、QRコード貼付け台紙等）を送付します。QRコードは各店舗に割り当てられたインターネットの管理画面から印刷できますので、印刷後、台紙に貼り付けて店舗に設置してください。（印刷せず、パソコン・スマートフォンの画面に表示したものを利用者に提示しても差し支えありません。）

6 参加店の責務

参加店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1)「フードロスクーポン」実証事業実施要領を確認して事業の趣旨を理解し、要件を遵守すること。
- (2)配布された掲出物等をわかりやすい場所に掲示し、参加店舗であることを明示すること。
- (3)クーポンは食品ロス削減の目的で発行すること。
- (4)クーポン利用時、利用者のスマートフォン画面に「店舗名」、「割引額又は割引率」、「利用枚数」が表示されます。この際、必ず自分の店舗名が表示されていることを確認すること。なお、利用者に不正使用の疑いがあるときは、利用を拒否すること。
- (5)県からの確認や指示（立ち入り検査への対応を含む）に、誠意をもって対応すること。
- (6)登録内容に変更が生じた場合は、県へ速やかに連絡すること。
- (7)事業の実施に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、参加店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- (8)事業終了後、本事業に関するアンケート調査に協力すること。

なお、以下に該当する場合、参加店舗登録の取消を行う場合があります。

- (1)登録申請内容に虚偽、不備及び不正等があった場合
- (2)公序良俗に反する営業を行っている実態が認められた場合
- (3)本事業に関する要領及び要項に違反する行為が認められた場合
- (4)その他の事情により、県が登録取消を要すると判断した場合

7 クーポン利用に関する注意事項

- (1)クーポンと現金を交換しないこと。
- (2)みやぎポイント等、他のサービスとクーポンの併用は差し支えありません（決済方法の指定はありません）。
- (3)QRコードの盗難・紛失が発生した場合は速やかに県へ連絡すること。

8 その他

- (1)クーポンの発行方法等、作業手順の詳細については、参加店舗登録後に送付するマニュアルを参

照してください。

- (2)クーポン利用者に不利益を与える行為や、県に対して損害を与える行為等を行った場合は、参加店舗登録の取消を行うほか、損害賠償を求める場合があります。
- (3)以降、宮城県が「フードロスクーポン」ミニアプリを活用した事業を行う場合に、参加店舗(運営事業者)宛てに直接、店舗募集案内を送付することがあります。
- (4)本要項に記載のない、もしくは定めのない事項に関しては、宮城県がその都度対応を決定します。